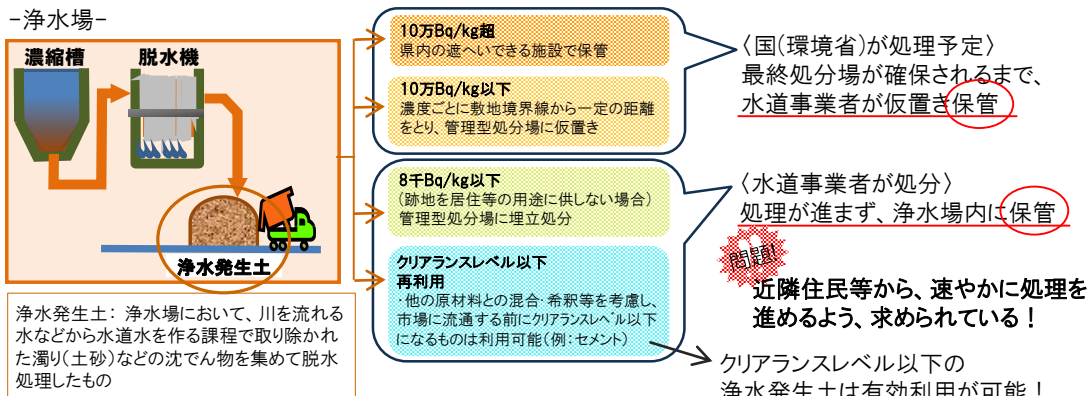


課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について、水道事業者が苦慮している
- 当該事故を原因とする損害賠償について、放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていない

① 放射性物質を含む浄水発生土への対応



放射性物質を含む浄水発生土の処分・再利用等の状況(厚生労働省資料より)
(単位:トン) 令和3年9月10日時点

再利用	セメント原料	930,891
	建設改良土	422,804
	農土・園芸用土	103,927
	グラウンド土	23,853
	その他	72,371
最終処分(仮置き含む)		509,221
保管		97,056

震災前:
被災地における浄水発生土の処分・利用状況
⇒園芸用土、グラウンド土など、その他の用途を含め8割が有効利用されていた

震災後:
低濃度の放射性物質を含む浄水発生土についても、安全性が確認できるレベルのものは、できるだけ有効利用を!

問題!

事故後11年、
再利用等により浄水発生土の処理は進みつつあるものの、
未だ保管を余儀なくされている

要望

国及び東京電力ホールディングス株の責任において、放射能濃度が
**8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、
処分地の確保**など速やかに処理を進めること

〔要望事項(1)〕

② 損害賠償

問題!

放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていないため、
水道事業者は経済的負担を負いながら対応している

要望

各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については
全額を速やかに支払うとともに、今後においても、水道事業者ごとに置かれた
個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、
東京電力ホールディングス株に強く働きかけること

〔要望事項(2)〕